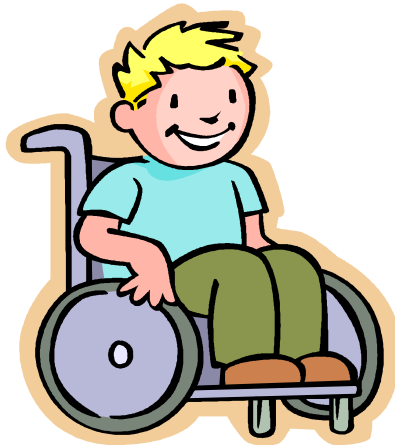


# 日野療護園

## 指定生活介護事業(通所)のご案内

当園の指定生活介護事業は、主たる障害が「身体障害者」の方を対象に利用していただくサービスです。

利用を希望される場合は、このご案内をお読みいただき、当園にお申込みください。



社会福祉法人 東京都社会福祉事業団 日野療護園

〒191-0034

東京都日野市落川245-1

電話 042-593-2421 (代表)

FAX 042-593-0075

## \* 次の方がご利用できます

日野市（全域）・多摩市（全域）・八王子市（北野町、大和田町、富士見町以東）にお住まいの方。

常時介護を必要とする主たる障害が「身体障害者」であり、東京都内の区市町村が発行した「障害福祉サービス受給者証」のサービス種別欄に「生活介護」が記載されている方がご利用できます。

## \* ご利用ができない場合があります

- ① 当園の指定生活介護サービス（以下「サービス」といいます。）の利用定員を超える申し込みがあった場合
- ② 入院治療の必要がある方
- ③ 主たる障害が「身体障害」以外の障害者の方。また、サービスの利用が困難で、園として十分なサービス提供ができないと判断した方  
(障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第9条「提供拒否の禁止」「提供を拒むことのできる正当な理由」による。)
- ④ その他災害など非常事態発生により、園の運営上、ご利用が困難になった場合

**\* 常時医療処置が必要な方は、サービス提供が難しい場合がありますので、ご相談下さい。**

## \* 利用料金について

区市町村が定めた利用者負担上限月額範囲内で、利用実績に応じた額（介護給付費・食費）を事業者にお支払いいただきます。食費は食事の単価（昼食1食650円、所得一般以外の軽減措置適用の場合は1食230円）に利用日数を乗じた合計額となります。

利用者の利用実績に基づき、事業者が当月の利用料金を算定し、その合計額を記載した請求

書に明細書を付して、翌月の月末までに利用者あてに通知いたします。当月の利用料金を翌々月の5日に、ご指定の金融機関の口座から口座振替の方法によりお支払いいただきます。

**\*利用のキャンセルについて・・・利用予定日を含まない平日3日前までにご連絡ください。**

それ以降の場合は、食費実費分（昼食1食650円、所得一般以外の軽減措置適用の場合1食230円）を請求させていただきますのでご了承下さい。

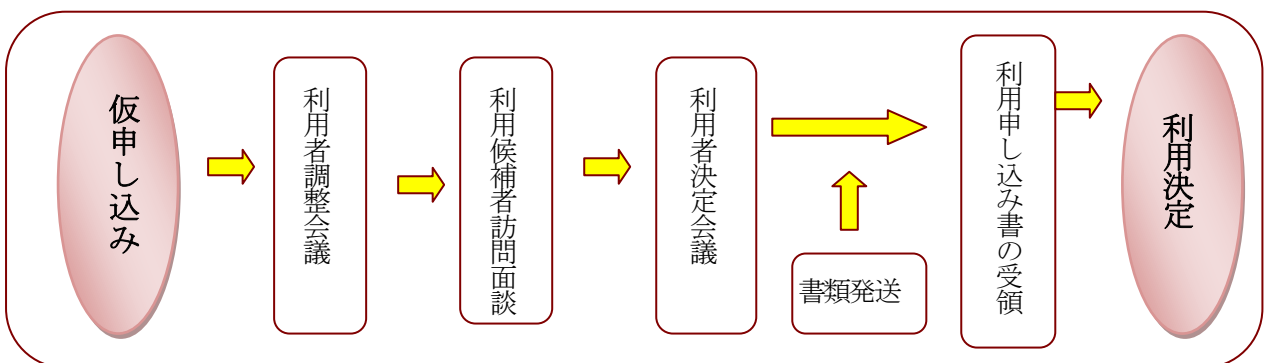
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	祝日 5	6	7
8	9	10	11	12	祝日 13	14
15	16	17	18	19	20	21

(例)

- ・ 6日(金)の利用をキャンセルする場合は、2日(月)までに連絡をください。
- ・ 16日(月)の利用をキャンセルする場合は、10日(火)までに連絡をください。
- ・ 20日(金)の利用をキャンセルする場合は、17日(火)までに連絡をください。



## \* 利用申し込み方法



(1) 電話連絡をお待ちしています。(平日9:15~17:15)

初めて当園の利用を申し込まれる方は、電話で連絡をしてください。説明の上で、必要な書類をお送りいたします。

(2) 必要書類をご提出下さい。

必要な書類は、①「仮申込書」②「医療情報提供書」の2つです。ご記入の上、園に提出して下さい。なお、「医療情報提供書」については、かかりつけの医師に発行を依頼して下さい。かかりつけの医師がない場合については、お近くの病院等にご相談下さい。また、当園の嘱託医が利用者の「かかりつけ医師」に照会状を送付する場合がありますので、ご承知おきください。

(3) 利用候補者の選定のための利用者調整会議を開催します。

(4) 利用候補者の方の面談を行います。

ご利用に先立ち、職員が面談させていただきます。これは、生活介護事業のご利用期間中に適切な介助やサービスを提供するためのものです。そのために、利用者の障害状況、ご家庭での介護状況や生活状況等プライバシーに関わることをお伺いしますが、これらの情報が外部に漏れることは絶対にありません。面談の日程は、ご相談の上決めさせていただきます。

(5) 利用者決定会議の開催後、ご利用が決定した方に必要書類をお送りいたします。利用申込書の受領をもって、利用決定となります。

(6) 随時見学を受け付けております。ご希望の方は、事前にご連絡をお願いいたします。

## \* 契約について

ご利用に際して、契約書及び重要事項説明書について説明をいたします。説明内容をご了解いただいた上で契約を交わします。契約には印鑑が必要です。また、ご自身で署名ができない方は、付き添いの方に代筆していただきます。その際は、代筆者の印鑑も必要です。

## \* 生活介護サービスの内容



### (1) サービスの目的・運営方針

- ① 施設の目的・・・身体障害者に障害福祉サービスを提供し、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう支援することを目的としています。
- ② 運営方針・・・利用者一人ひとりの人権と生活を尊重していくことを基本に、介助等のサービスを提供しています。また、利用者のプライバシーに配慮しながら、開かれた施設づくりを目指します。

### (2) 定員

- ・ 5名

### (3) 利用日について

- ・ 月曜日～金曜日（土日、国民の休日、年末年始12/29～1/3を除く。）

### (4) 利用時間について

- ・ 9：15～17：15（送迎時間を含む。）

### (5) 送迎について

- ・ お迎え 園発 8：15～
- ・ 送り 園発 15：30～



原則として、車いす対応車両に支援員が添乗し、ご自宅まで送迎を行います。なお、送迎中に、吸引等の医療行為はできません。

### (6) 介助体制について

着替え・排泄・入浴等の介助については、同性の職員が行います。

### (7) 医療体制について

- ① 看護師による処置、健康相談を行っています。
- ② ご利用中、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届け出られた連絡先に、速やかに連絡します。家族と調整の上、医療機関に連絡を取るなど、必要な措置を行います。

③かぜ症状がある場合は、かかりつけの医師の判断を仰ぎ通所してください。

④利用者が使用する医薬品等は、利用者でご用意ください。

## (8) サービス概要

### ① 個別支援計画の作成

ア 利用者の意向・適性・障害の特性その他の事情を踏まえ、利用者の解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上でサービスの目標や達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ個別支援計画を作成します。

イ 個別支援計画の作成にあたっては、利用者又はご家族等にご説明します。

### ② 日常生活支援

#### ア 個別相談

必要に応じて生活相談、健康相談、栄養相談、車いす相談、リハビリ相談を行います。

#### イ リハビリテーション（毎日行います。）

常勤の理学療法士の作成した「リハビリ個別プログラム」に基づき身体機能維持・向上を目的に理学療法士と支援員が、個別運動、理学療法機器等を使用したリハビリテーションを提供します。



#### ウ 昼食（12:15～13:15）

適温の食事をご提供するよう心がけています。**\*食事の欠食は3日前までに申し込んでください。（詳しくは、3ページをご参照ください。）**

食事のキャンセルについて・・・3日前までのキャンセルについては、料金は発生しません。それ以降の場合は、食費実費分（昼食1食650円、所得一般以外の軽減措置

適用の場合1食230円)を請求させていただきます。

## エ 入浴 (午後)

ご利用日数により入浴回数は異なります。(目安として週5日間ご利用の場合2回程度入浴ができます。)

一般浴槽



## オ 創作活動等

サービス時間中の創作活動等は入居利用者と同じように参加できます。

午前

ホール活動

\*1…前半はカラオケ、後半はスポーツ吹き矢を行います。

\*2…奇数週は絵手紙、偶数週はマーブリングを行います。

	月	火	水	木	金
午前	ステンシル	ボッチャ	カラオケ スポーツ吹き矢 (*1)	ボッチャ	絵手紙 マーブリング (*2)
	今日のお知らせ・ティータイム				
午後	・生産活動 (ご自分で作った作品を販売し、売り上げをご本人に還元しています) ビーズでストラップや髪止め、メガネチェーンを作ったり、写真立てにタイルを張ったり、和紙を紙皿に貼るなどの製品作りをしています。 その他・DVD鑑賞・ティータイム・整容 (爪切りや温かいタオルで顔や手を拭くなど)・新聞や本の朗読、入浴サービス等を行っています。				

(今後、変更になる場合があります。)

## <月曜日> ステンシル

利用者の方に型と絵の具の色を選んでいただきはがきやカードなどにステンシルをします。



## <火曜日・木曜日> ボッチャ

カーリングのようなゲームで、白いボールが一番近づけた方のチームが勝ちです。ボールを転がせない人もランプス（補助具）を使ってボールを転がすことができます。



週2回  
園で練習をして  
います



毎年1回、東京都障害者スポーツ大会（重度障害者協議会）「ボッチャ競技」へ参加しています。

## <水曜日> カラオケ・スポーツ吹き矢

吹き矢は、筒をくわえて、的にむかって一気に息を吹きます。





## <金曜日> 創作活動

奇数週には絵手紙を行っています。題材を決め、紙漉きはがきに絵を描き、言葉なども付け加えたりします。月1回は講師の方に来ていただいています。

偶数週にはマーブリングを行っています。利用者の方に色を選んでいただき、バンダナや便せんを作っています。



## <月曜日～金曜日> 「喫茶やすらぎ」



新聞や雑誌を読んだり、お茶を飲んだりゆったりと過ごしています。好きな飲み物を飲みます。利用実績に応じて1か月ごとに料金を徴収させていただきます。《全て1杯 30円》



午後

生産活動（ご自分で作った作品を販売し、ご本人に還元しています）

それぞれ、ビーズやタイルを使って製品を作ったり、お茶を飲んだり、DVDを見たり、自分持ちのジグソーパズル等をして自由な時間を過ごされています。その他、爪切り等も行っています。

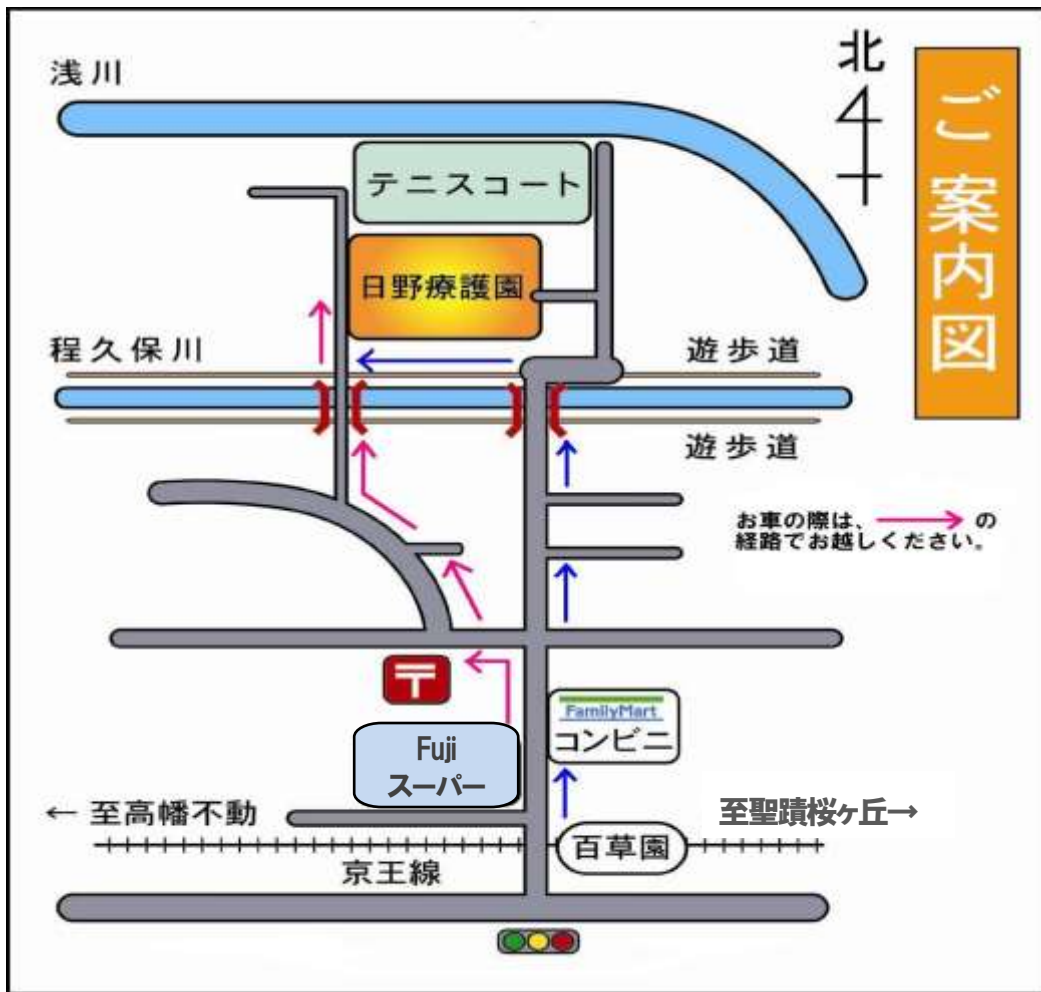


上記写真のような物を作って販売し、売り上げをご本人に還元しています。なお、材料費は自己負担になります。

## （9） ご利用にあたり、用意いただくもの

- ① 身体障害者手帳・障害福祉サービス受給者証・健康保険証・心身障害者医療受給者証を事前に確認させていただきます。
- ② ご家族との連絡ノート（こちらで用意します。）
- ③ 衣類（着替え用）
- ④ 入浴用具
- ⑤ 常備薬（飲み薬、塗り薬、市販の浣腸液など）
- ⑥ 水分補給にゼリーなどを使用される方は、各自でご用意下さい。
- ⑦ 園の備品以外で生活上必要な物は、各自でご用意ください。

\* 掲載している写真は、利用者の承諾を得て利用しています。



京王線百草園駅北口下車 徒歩約8分です。